

第2章

基本的な考え方

1. 基本理念

「一人ひとりがいきいきと暮らせる

男女共同参画社会の実現」

個人の持つ適性や能力を十分に発揮できる社会を築くことは、一人ひとりが豊かな人生を送るための基本的な条件といえます。そのために、社会のあらゆる場面において、女性も男性も、性別にとらわれることなく、互いをパートナーとして尊重し合い、主体的に参画する機会が保障され、共に利益を享受し責任を担うことのできる男女共同参画社会が求められています。

三芳町では、男女共同参画社会を実現するために、基本理念を「一人ひとりがいきいきと暮らせる男女共同参画社会の実現」と定め、本プランを進めていきます。

2. 基本目標

「基本理念」を達成するために、3つの基本目標を設定して施策を推進します。

基本目標Ⅰ 人権の尊重と男女共同参画の意識づくり

人権尊重の理念を社会に深く根づかせるとともに、性別による固定的な役割分担意識を解消していくため、男女共同参画意識の普及啓発を図ります。

また、個人の尊厳と男女の真の平等を基礎として、男女が個性と能力を発揮し、豊かに生きられるよう、家庭、学校、地域における男女平等教育を推進し、学習機会の提供に努めます。

さらに、ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメントの防止に向けた意識啓発を進め、被害者の相談・支援対策を強化し、女性に対するあらゆる暴力の根絶をめざします。

基本目標Ⅱ 男女がいきいきと暮らせる環境づくり

誰もがいきいきと暮らせる男女共同参画社会の実現には、男女がそれぞれの価値観やライフスタイルの多様性を認め合い、仕事と家庭、地域活動において調和のとれた生活ができるよう環境を整備することが必要です。仕事と家庭の両立を支援するための保育サービスの充実や男女が安心して子育てや介護ができ、男性も地域活動や家事に積極的に取り組める環境づくりを促進し、男性も女性も自立した暮らしができるような条件整備を進めます。

また、男女が対等なパートナーとして働くことのできる職場環境の整備や、女性のさまざまなチャレンジを支援します。

さらに、生涯を通じた男女の健康保持・増進への取り組みを進め、健康をおびやかす問題の啓発や妊娠・出産等に関する健康支援を促進するとともに、特に高齢者の生きがいや健康づくりを支援します。

基本目標Ⅲ 男女共同参画によるまちづくり

政策・方針決定過程への女性の参画を促進し、男女双方の意見が反映されるよう、町の審議会等における委員の男女比率の均衡に努めるとともに、地域活動等への男女共同参画の促進を図ります。

また、これまで女性の参画が遅れていた地域防災・防犯など、新たな分野への女性の参画を促進し、あらゆる分野に男女が共に参画するまちづくりを進めていきます。

さらに、国際的な取り組みとの協調を図り、国際社会「平等・開発・平和」への貢献に向けた国際的視野の醸成と国際貢献への参加意欲を促進していきます。

3. 施策の体系

《基本理念》

《基本目標》

《主要課題》

一人ひとりがいきいきと暮らせる男女共同参画社会の実現

I 人権の尊重と男女共同参画の意識づくり

1 性別による固定的な役割分担意識の解消と意識改革

2 男女平等教育の推進

3 女性に対するあらゆる暴力の根絶

II 男女がいきいきと暮らせる環境づくり

1 仕事と家庭、地域活動との両立支援

2 働く場における男女共同参画の推進

3 生涯を通じた健康支援

III 男女共同参画によるまちづくり

1 地域における男女共同参画の推進

2 政策・方針決定過程への男女共同参画の促進

3 国際的協調

《主要施策》

- (1) 男女共同参画意識の普及啓発
- (2) 男女平等に関する調査、情報収集・提供
- (3) メディアリテラシーの育成

- (1) 家庭における男女平等教育の推進
- (2) 学校等における男女平等教育の推進
- (3) 地域における男女平等教育の推進

- (1) 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり
- (2) 配偶者等からの暴力防止及び被害者の保護・支援の推進
- (3) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進
- (4) 相談体制の充実と関係機関との連携

- (1) 仕事と家事・育児・介護の両立支援
- (2) 子育て支援の充実
- (3) 介護の社会的支援

- (1) 男女共同参画の視点による職場環境づくりの促進
- (2) 育児介護休業等の法律・制度の周知や取得の促進
- (3) 女性のチャレンジ支援

- (1) 心とからだの健康支援
- (2) 性と生殖に関する健康支援
- (3) 高齢者がいきいきと生活できる支援

- (1) 地域活動の支援・男女の参画促進
- (2) 安全・安心な地域づくりの推進

- (1) 各種審議会等委員への女性の参画促進
- (2) 庁内における女性職員の参画促進
- (3) 女性の人材育成

- (1) 国際的活動への理解・協力活動の支援
- (2) 地域における国際交流の推進
- (3) 在住外国人への支援